電波監理審議会(第1114回)議事録

1 日時

令和5年3月23日(木)~(回答締め切り:同年3月24日(金)、答申日:同年3月24日(金))

2 場所

文書による審議 (メール審議)

3 出席者(敬称略)

電波監理審議会委員

笹瀬 巌(会長)、大久保 哲夫(会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、 矢嶋 雅子

4 説明者

情報流通行政局放送政策課

5 目次	
○諮問事項(情報流通行政局)	
日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請	
(諮問第13号)	1

諮問事項(情報流通行政局)

日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請(諮問第13号)

<放送政策課からの説明>

諮問第13号「日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請」についてご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。「1 諮問の概要」でございますが、本件は放送法第65条第1項の規定に基づく、NHKに対する令和5年度の国際放送等の実施要請を行うに当たり、電波監理審議会に諮問するものでございます。

実施要請の目的は、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進、海外との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供することでございます。

こうした目的の下で、3(1)にありますとおり、放送法第65条において、 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項、その他必要な事項を指定し て国際放送を要請することができるとされております。放送事項としては、「邦 人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」、「国の重要な政策に係る事項」、「国 の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項」、「その他の国の重要事項」に限ら れるとされており、要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由には配 慮しなくてはならないとされております。

また、放送法第67条において、この要請放送の実施に要する費用については国が負担するとされており、次ページの3(3)に記載してございますが、令和5年度につきましては、ラジオは9.6億円、テレビは26.3億円で、合計35.9億円の交付金を計上しております。

ここで、要請内容の説明に先立ち、NHKの行う国際放送について概略をご 説明いたします。

資料5ページは、NHKが行うラジオ国際放送の概要を記載しております。 おおむね全世界を放送区域とし、使用言語についても日本語や英語を含めた全 18言語で放送を行っておりますので、1日あたり延べ放送時間は、延べ75 時間程度の放送となっております。また、送信施設につきましては、茨城県に ある短波放送施設である「八俣送信所」から世界に向けて送っておりますが、 海外に中継局を8か所設置しており、短波放送、FM放送及び中波放送それぞ れにより放送を行っております。

資料6ページはテレビ国際放送の概要を記載しております。放送時間につきましては、外国人向けで実質的に24時間、邦人向けで1日5時間程度のノンスクランブル放送を行っております。放送区域につきましては、インテルサット衛星やその他の地域衛星により全世界で視聴することが可能となっております。使用言語は日本語と英語での2言語による放送を行っております。

衛星の受信方法は2パターンありまして、青で示しているエリアについては、一般家庭で使用される受信機やアンテナを用いて直接受信による視聴が可能であり、オレンジで示しているエリアについては、比較的大きなアンテナが必要であり、CATVやホテルなどで視聴が可能というものであります。

続けて、令和5年度の要請内容についてご説明いたします。

資料3ページのラジオ国際放送につきましては、「1 放送事項」の(1)は、放送法第65条第1項に掲げる事項を列挙し、(2)において、留意事項として、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に留意することを要請しております。

「2 放送区域」は、おおむね世界中を対象とし、「3 その他必要な事項」 として、NHKが実施する通常のラジオ国際放送と一体として実施すること、 八俣送信所や海外中継局から送信を行うこと、ラジオ国際放送の実施要請は、 近隣諸国への情報発信を主な目的としているため、用いる言語は日本語、中国 語又は朝鮮語とすること、十分な周知や放送と連携したインターネットの適切 な活用なども併せて記載しております。

また、令和5年度の要請から、3(6)として、新たに「国際情勢を見つつ、 偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること」を追加いたしました。 昨今、ロシアによるウクライナ侵攻に際して偽情報・誤情報が国境を越えて拡 散されるなど、国際的課題となっている現状を踏まえ、国家安全保障の観点から、我が国の重要な政策、国際問題に対する公的見解、経済・社会等の動向な どを対外的に正しく発信していくことが、これまで以上に重要となっています。 こうした状況も踏まえ、NHKに対し、国際放送を実施するに当たり、一般的 に国際情勢に目を向けるとともに、偽情報・誤情報が問題となっていることに 留意することを求めることとしたものでございます。

最後に国の費用負担として、この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算の金額を超えない範囲内とすることとして おります。

資料4ページのテレビ国際放送につきましては、ほぼラジオ国際放送の要請 内容と同様ではございますが、1 (2)の留意事項には、テレビの場合は北朝 鮮において受信環境が整っていないことが想定されるなどの理由から、北朝鮮 による日本人拉致問題に関する要請は行っておりません。

そのほか、3(2)で用いる言語は英語によるほか、他の言語を併せ用いることができるとしており、あわせて多言語化に向けての必要な取組に努めること、3(5)で2025年日本国際博覧会に向けての取組の推進に努めることなどを要請しております。

また、令和5年度から、3(4)として、ラジオ国際放送と同様に新たに

「国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること」を追加いたしました。さらに、3(6)として、昨今のインターネットの普及状況を踏まえればインターネットでのリーチも有効であると考えられることから、放送内容のより効果的な普及に資する観点から、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めることについて、項目を独立させた上で改めて求めております。

なお、要請日については、諮問のとおり答申をいただけましたら、NHKに対し、令和5年4月1日としたいと考えております。

本案件の説明は以上となります。

<質疑応答(※質問及び意見の到達順に記載)>

○林委員 今回の要請における「偽情報」・「誤情報」それぞれの用語の定義を 教えてください。

○放送政策課 総務省が実施した「メディア情報リテラシー向上施策の現状と 課題等に関する調査」(2022年6月24日掲載)の「調査結果報告」P.8 において、「偽情報」とは個人、社会集団、組織または国に危害を与えるため、 虚偽、かつ故意に作成された情報、「誤情報」とは虚偽の情報ではあるが、危害 を引き起こす意図で作成されたものでないこと、とされており、これらの用語 の整理を念頭に要請文書を作成しております。

○林委員 「(4) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。」について、文字通り、国際情勢を「observe」しつつ、いわゆる偽情報・誤情報が問題となっていることの「留意」に留めており、妥当な要請文だと考えます。ただし、当該要請が、報道・制作・編集の各現場に過度

の萎縮と負担をもたらさないよう、各現場の自主性を重んじた運用に留めおく ことが必要かつ重要であり、そのことは、当該事項において当然の前提となっ ているものと考えます。

○放送政策課 御指摘の通り、国際放送の実施要請を行うに当たっては、放送 法第65条第2項に基づき、NHKの放送番組の編集の自由に配慮することが 求められているところであり、国際放送番組の制作現場において、番組編集・ 編成の自主性が重んじられるべきであることは、国際放送の実施要請を行う上 での当然の前提と考えております。

○林委員 「(6) インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。」について、現在、NHKのインターネット活用業務のあり方をはじめとするインターネット時代における公共放送の役割については、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会・公共放送ワーキンググループ」を中心に精力的に議論が進められているところと承知をしておりますが、そこでの議論の行方を見守るべきことは当然であると考えます。本事項は、その議論とは独立して、あくまで、テレビ国際放送における「放送と連携した」、すなわちインターネットが放送を「補完」することによって、放送効果の向上がより一層期待できることから、新設されたものと理解しています。その意味で、本事項における「放送と連携した」という文言は、インターネットの活用があくまで当該放送の補完たるべきものという位置づけを明確ならしめるため、あえて挿入されているものと理解すべきであると考えます。

○放送政策課 (6) に記載した事項は、NHKの国際放送へのアクセス経路

としてインターネット経由の比率が相対的に高まってきている状況を踏まえ、 令和4年度まで(5)の中に記載されていたものを、新たに項目として独立させたものです。本記載は、これまで同様、放送を「補完」する任意業務としてインターネットを活用することを前提として、放送効果のより一層の向上を期待する趣旨であり、御指摘のとおり、「公共放送ワーキンググループ」の議論とは独立したものです。

<審議の結果>

日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請について、諮問のとおり 要請をすることは、適当である旨の答申をした。